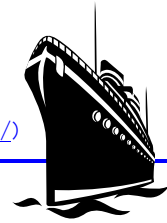


MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



本邦における船舶検査機関への ABS 新規登録について

2012年12月21日に、国土交通省はアメリカ合衆国の船級協会「American Bureau of Shipping」(以下 ABS) を日本国籍の外航船の検査を行う船級協会として登録しました。これにより、本邦海運会社は、船舶検査^(※)の委託会社として ABS を選択できるようになりました。今回のマリンニュースでは ABS について取り上げます。

(※) 我が国の船舶検査は、「船舶安全法」並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)」に基づき、船体、機関をはじめ十数項目の設備や用具について検査が行われます。船舶安全法は1933年に公布された法律で、船体、機関その他の諸設備の基準、満載喫水線の表示、製造検査、定期検査などについて規定しています。一方、海防法は1970年に公布され、船舶の油・廃棄物の排出などによる海水汚染や海上災害を防止するための法律です。本来、国際航海に従事する外航船は我が国の検査を定期的に行うことが定められていますが、国が認めた船級協会の検査を受けた船舶(ただし旅客船を除く)については、検査証書が発行され、国の検査を受けたものと見なされます。

ABSの歴史と概要

ABS は1862年に「the American Shipmasters' Association」としてニューヨークにて設立され、1870年に木造船における設計・設備などの基準を独自で初めて規定したのが、船舶検査団体としての始まりです。以後、鋼船等についても同様に基準を定め、1898年に「American Bureau of Shipping」に改め現在に至っています。

現在 ABS は、米国議会及び当局に認められた公的第三者機関として、ヒューストンに本部を置き、世界各地に190ヶ所の事務所と約3000人のスタッフを有しています。日本では横浜・神戸・今治・長崎の4拠点を構えており、126人のスタッフが活動しています。



ABSの実績

現在 ABS は100カ国以上の国から SOLAS 条約や MARPOL 条約等の国際条約における検査機関として認定されています。また、国際船級協会連合(IACS)に加盟し、各船級協会と連携を図りながら、各国船級協会の規則の統一を図った統一規則や国際条約についての統一解釈を策定し、海上の安全と規則作成に貢献しています。

ABS に船級登録されている船腹量は約1.8億総トン(約11,000隻)で、これは日本海事協会(Class NK)の登録船腹量約2.1億総トン(約8,000隻)に次ぐ世界第2位の船腹量であり、世界合計船腹量の約18%を占めています。

まとめ

これまで、我が国が承認する船舶検査団体は長い間(1934年～)にわたって Class NK のみでしたが、2010年5月にイギリスの「Lloyd's Register Group Limited (LR)」が登録されたのを皮切りに、2012年11月にはノルウェーの「Det Norske Veritas (DNV)」が登録されました。今回、主要海事都市に拠点を持つ ABS が船舶検査機関に登録されたことによって、海運会社の選択の幅が更に広がり、利便性が向上することが期待できます。

以上

<参考文献>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

American Bureau of Shipping HP <http://www.eagle.org/eagleExternalPortalWEB/>